

様式第 1 号（第 3 条 関係）

年 月 日

堺 市 長 様

病 院 所 在 地

病 院 名

開 設 者 名

特定病院認定申請書

今般下記の精神科病院につき精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号) 第 21 条第 4 項後段及び第 33 条第 4 項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

記

申請する精神科病院の概要

① 精神科病院名			
② 所 在 地			
③ 開 設 者 名			
④ 管 理 者 名			
病床数	⑤ 許可病床数	(総 数)	床
		(うち精神科病床)	床
	⑥ うち措置指定病床数		床
医師数	⑦ 勤務医師数	(常 勤)	人
		(非常勤)	人
	⑧ うち精神保健指定医数	(常 勤)	人
		(非常勤)	人
	⑨ うち特定医師数	(常 勤)	人
		(非常勤)	人

看護職員数等	⑩ 勤務看護師数	(常 勤)	人
		(非常勤)	人
	⑪ 勤務准看護師数	(常 勤)	人
		(非常勤)	人
	⑫ 勤務看護補助者数	(常 勤)	人
		(非常勤)	人
⑬ 勤務精神保健福祉士数	(常 勤)	人	
	(非常勤)	人	
⑭ 看護体制	(1) 看護師及び准看護師の合計 (人)		
	(2) 入院患者に対する上記(1)の人員の比率 (対 1)		
患者数	⑮ 入院患者数	人 (年 月 日現在)	
	⑯ うち措置入院者数	人	
	⑰ うち医療保護入院者数	人	
特例措置による入院者の受入に関する事項	⑱ 特例措置による入院者のために確保する病床数	床	
	⑲ 応急入院指定病院	指定 (されている ・ されていない)	
	⑳ 精神科救急医療施設	精神科救急医療施設 (である ・ ではない)	
	㉑ 夜間・救急受入件数	年間 約 件	
	㉒ 事後審査委員会	(氏 名)	(職 種)

⑳ 行動制限最小化委員会	開催回数 () 回／月	
	(参加メンバー)	(職 種)
	行動制限最小化基本指針の作成日時 年 月 日作成	
	研修会の実施頻度 開催回数 () 回／年	
㉑ 特記事項		

- (注)
- 1 特定医師に該当するか否かを証する書類については、様式第 2 号を添付すること。
 - 2 「㉑看護体制」については、当該特例措置による患者を受け入れる病棟について記述すること。
 - 3 看護配置について、応急入院指定病院に係る指定基準第 2 号ただし書き中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、「㉑特記事項」の欄に、その旨を記載すること。
 - 4 「㉑行動制限最小化委員会」中「行動制限最小化基本指針」とは、行動制限についての基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針をいうものであること。
 - 5 「㉑行動制限最小化委員会」中「研修会」とは、当該精神科病院における精神科診療に携わる職員すべてを対象とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会をいうものであること。